

岩手県告示第411号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、岩手県立美術館企画展の観覧券の販売に係る収入金の収納に関する事務を令和5年7月28日次の者に委託した。

令和5年8月4日

岩手県知事 達 増 拓 也

受託者	
住 所	名 称
岩手県盛岡市内丸2番3号	株式会社テレビ岩手開発センター